

# 一般財団法人竹田健康財団 薬剤師修学資金貸与制度 募集要項

## 本制度の趣旨について

本制度は、薬剤師を志向する大学薬学部の学生に修学資金を貸与して、その修学を経済的に援助するとともに、将来、一般財団法人竹田健康財団に勤務して地域医療を担おうとする優秀な薬剤師の養成及び確保を図ることを趣旨としています。

## 応募～選考について

### 1. 応募資格

学校教育法に規定する大学の薬学を履修する課程に在学(入学手続き中の方を含む)しており、将来、一般財団法人竹田健康財団(以下、「財団」)で薬剤師として勤務することを誓約する方。

- ※ 貸与開始年度の4月入学者の方だけでなく、2年生以上の方も対象とします。
- ※ 応募される方の出身地及び在学する大学は問いません。
- ※ 就業義務が課されている他の奨学金制度等を利用されている方は、本制度への申し込みができません。
- ※ 本制度は、将来の当財団への採用を保証する制度ではありません。  
選考の結果、修学資金の貸与が決定した方も、卒業年度には採用試験を受けていただきます。

### 2. 貸与額

月額10万円

- ※ 国公立大学、私立大学を問わず、月額10万円とします。

### 3. 応募期間

毎年度、4月から9月まで(以下、「前期」、)及び10月から翌年3月まで(以下、「後期」とし、  
5. 申込書類に記載する貸与申請書類を受け付けた時点で区分します。  
ただし、事情によっては、応募を中止する場合があります。

### 4. 貸与期間及び貸与方法

#### (1) 貸与期間

前期に受け付けたものについては同年度4月分から、後期に受け付けたものについては翌年度4月分から、それぞれ大学を卒業する月までの間、毎月貸与します。

ただし、在学する大学の正規の修業期間に限ります。

※ 初回貸与時は、4月分以降貸与開始月までの分を貸与します。

#### (2) 貸与方法

毎月1日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に、指定の口座に振り込みます。

### 5. 申込書類

修学資金の貸与を希望する方は、以下に掲げる書類を、一般財団法人竹田健康財団 法人事務局 財務課「修学資金貸与制度担当者」へ提出してください。

#### 【提出書類】

##### (1) 薬剤師修学資金貸与申請書 (様式第1号)

※ 申請には2人の連帯保証人が必要です。

- ・ 1人は、貸与申請者の3親等以内の親族
- ・ 他の1人は、成年者であって独立の生計を営み、修学資金を返還できる程度の収入または資力を有する者。

##### (2) 誓約書 (様式第2号)

##### (3) 大学の学業成績証明書 (在学生ののみ)

##### (4) 大学の在学証明書 (新入生は入学証明書)

##### (5) 修学資金貸与申請レポート

※ 将来どのような薬剤師になりたいかを中心に、800字程度で作成してください。

※ レポートの様式は問いません。

## 6. 受付方法

申込書類の受付は、直接持参または郵送とします。

郵送の場合は、必ず簡易書留郵便または配達記録郵便としてください。

修学資金貸与制度に関するお問い合わせ、書類の郵送先については、要項8ページをご覧ください。

## 7. 被貸与者の選考・決定

貸与申請者については、提出された書類内容について審査し、面接を行って選考します。

選考の結果、貸与が内定した方については、次の書類を提出していただき、財団が内容を確認した後、正式決定とします。

※ 面接時の交通費等については、貸与申請者の負担とします。

### 【提出書類】

- (1) 薬剤師修学資金貸与契約書（様式第4号）
- (2) 連帯保証人2名の印鑑証明書（発行日より3ヶ月以内のもの）
- (3) 薬剤師修学資金貸与請求書（様式第7号）

※ 金融機関の指定はありません。

※ 貸与申請者本人名義の口座番号等が確認できる書類を添付してください。

## 貸与期間中について

### 1. 貸与の休止

休学した場合は復学までの間、留年した場合は留年期間および当該留年と重複する学年の修学期間は、それぞれ貸与を休止します。

### 2. 貸与契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、貸与契約を解除します。

- (1) 退学したとき
- (2) 停学の処分を受けたとき
- (3) 1年を超える留年等学業成績が著しく不良であると認められるとき

- (4) 心身の故障等により修学が困難になったと認められるとき
- (5) 将来薬剤師として相応しくない素行があったと認められるとき
- (6) 申請書類に偽りの記載があり、または不正な手段によって貸与を受けたと認められるとき
- (7) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- (8) 被貸与者が死亡したとき
- (9) 定められた報告、届出を怠ったとき
- (10) その他修学資金の貸与目的を達成する見込みが無くなったと認められるとき

### 3. 貸与期間中の修学状況の報告

2年目以降は毎年5月末日までに、修学状況報告書（様式第8号）に、在学証明書および前学年における学業成績証明書を添えて、提出してください。

なお、在学期間中は必要に応じて面談を行います。

## 返還について

---

### 1. 一括返還

被貸与者は、既貸与修学資金の返還が免除される場合を除き、次のいずれかに該当する場合には、その事由が生じた月の翌月末日までに、既貸与修学資金の全額に利息を付して、一括返還しなければなりません。

- (1) 修学資金の貸与契約が解除されたとき（要項3～4ページ参照）
- (2) 大学を卒業した日の属する年度の末日から起算して1年以内に、薬剤師免許を取得出来なかったとき
- (3) 薬剤師免許取得後直ちに、財団に薬剤師として従事しなかったとき
- (4) 返還猶予事由に該当しなくなったとき（要項5ページ参照）

※ 返還利息は、修学資金の貸付を受けた日から最後に貸与を受けた日の属する月の末日までの期間に応じて、年5%の割合(年365日の日割り計算)で計算した額となります。

※ 返還に際し、特別な事由があると財団が認めるときは、分割返還を認めます。

### 2. 遅延損害金

正当な理由なく返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき金額に対して、返還すべき日の翌日から返還日までの日数に応じ、年14.5%の割合(年365日の日割り計算)で

計算した遅延損害金がかかります。

## 返還猶予について

---

被貸与者が次のいずれかの事由に該当するときは、当該事由の存する期間中は、修学資金の返還を猶予します。

※ 返還猶予期間中における返還債務に対する利息は、無利息とします。

- (1) 大学を卒業した日の属する年度の末日から起算して1年以内に薬剤師法第3条に規定する薬剤師国家試験に合格するまでの期間にあること。
- (2) 薬剤師国家試験に合格後、直ちに財団に薬剤師として従事していること。
- (3) 傷病、出産、育児、介護その他やむを得ない事由により、修学資金を返還することが困難であると認められるときは、その事由が継続する期間にあること。
- (4) 修学資金の貸与契約を解除(要項3～4ページ参照)された後も、引き続き当該大学の薬学部<sup>1</sup>に在学している場合で、その在学する期間にあること。
- (5) 財団が(1)～(4)の事由に準ずると認めた事由。

## 返還免除について

---

### 1. 全額免除

被貸与者が以下の要件に該当した場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

- (1) 大学卒業後1年以内に薬剤師免許を取得し、薬剤師免許取得後直ちに財団に薬剤師として業務に従事した期間が、貸与期間と同期間(休職・育児休業等の期間を除く)に達すること
- (2) 財団に薬剤師として従事中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

## 2. 裁量免除

被貸与者が死亡し、または重度の心身の故障その他やむを得ない事由（1.全額免除(2)に該当する事由を除く）により、修学資金の返還債務を免除することが適当であると認めるときは、返還債務の全部または一部を免除します。

## 3. 一部免除

被貸与者が次の条件に該当するときは、貸与した修学資金の総額のうち、次により算出した額を免除します。

【条件】 薬剤師免許取得後、直ちに財団に薬剤師として従事した期間が、貸与期間に相当する期間の1/2を超えて退職するとき

【免除額】 貸与総額 × ( 従事月数 / 貸与期間の月数 )

※ 従事月数は月の末日まで勤務した月数とし、免除額は万円未満を切り上げます。

【例】 毎月10万円を6年間貸与後(貸与総額720万円)、財団に4年間勤務して退職する場合

従事月数48カ月(4年間×12カ月)は、貸与期間の1/2の月数(6年間×12カ月×1/2=36カ月)を超えるため、一部免除の規定が適用されることとなります。

このため免除額は、720万円×(48カ月/72カ月)÷480万円となります。

## 卒業後の手続きについて

### 1. 大学を卒業したとき

大学卒業により修学資金の貸与が終了したときは、修学資金貸与制度担当者より、薬剤師修学資金返還債務総額確定通知書（様式第12号）を送付します。

通知書の記載内容を確認後、直ちに次の書類の提出をしてください。

#### 【提出書類】

- (1) 薬剤師修学資金返還債務総額確認書（様式第13号）
- (2) 薬剤師修学資金返還猶予申請書（様式第15号）
- (3) 薬剤師免許証の写し

## 2. 返還の免除申請

返還猶予期間が終了した場合には、返還免除の申請をしていただく必要があります。

### 【提出書類】

薬剤師修学資金返還免除申請書（様式 16 号）

上記の他、随時届出が必要な事項があります。  
詳しくは下記の「[手続一覧](#)」をご覧ください。

## 手続一覧

---

下記の事由が生じた場合には、修学資金貸与制度担当者までご連絡ください。  
手続きについての詳細をご説明のうえ、申請用紙を郵送またはメールにてお送りします。

### 貸与申請時に提出

- ・薬剤師修学資金貸与申請書（様式第 1 号）
- ・誓約書（様式第 2 号）
- ・大学の学業成績証明書（在学生のみ）
- ・大学の在学証明書（新入生は入学証明書）
- ・修学資金貸与申請レポート

### 貸与決定時に提出

- ・薬剤師修学資金貸与契約書（様式第 4 号）
- ・連帯保証人2名の印鑑証明書（発行日より3カ月以内のもの）
- ・薬剤師修学資金交付請求書（様式第 7 号）
- ※ 貸与申請者本人名義の口座番号等が確認できる書類を添付

### 在学中 2 年目以降の継続貸与時に提出(毎年)

- ・修学状況報告書（様式第 8 号）
- ・在学証明書
- ・前学年の学業成績証明書
- ※ 毎年 5 月末日まで

### 卒業後直ちに提出

- ・薬剤師修学資金返還債務総額確認書（様式第 13 号）
- ・薬剤師修学資金返還猶予申請書（様式第 15 号）
- ・薬剤師免許証の写し

#### 返還履行猶予申請時に提出

- ・薬剤師修学資金返還猶予申請書（様式第 16 号）

#### 返還免除申請時に提出

- ・薬剤師修学資金返還免除申請書（様式第 16 号）
- ・薬剤師修学資金返還裁量免除申請書（様式第 17 号）
- ・薬剤師修学資金返還一部免除申請書（様式第 18 号）

#### 分割返還申請時に提出

- ・薬剤師修学資金分割返還申請書（様式第 14 号）

#### 連帯保証人変更時に提出

- ・薬剤師修学資金連帯保証人変更申請書（様式第 5 号）
- ・薬剤師修学資金連帯保証契約書（様式第 6 号）

#### その他随時届出

- ・氏名、住所、連絡先、その他の重要事項に変更が生じたとき
- ・退学したとき
- ・修業に堪えない程度の心身の故障を生じたとき
- ・休学、留年、停学の処分を受けたとき
- ・復学したとき
- ・修学資金の貸与を辞退するとき
- ・薬剤師法第 7 条第 2 項の薬剤師免許証の交付を受けたとき
- ・連帯保証人の氏名、住所、連絡先、その他の重要事項に変更が生じたとき
- ・被貸与者が死亡したとき

## 問い合わせ ・ 書類郵送先について

---

住所： 〒 965-8585 福島県会津若松市山鹿町 3 番 27 号

宛先： 一般財団法人竹田健康財団 法人事務局 財務課 修学資金貸与制度担当

TEL 0242-29-9834(直通) FAX 0242-27-5670

MAIL shugaku@takeda.or.jp

(※休診日を除く 8:20~17:00)